

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	コロナ禍で政策評価制度を考える －西出順郎明治大学公共政策大学院教授講演より－
著者 / 所属	伴野 誠人・木村 克哉・嵯峨 惇也 / 行政監視委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	451号
刊行日	2022-11-1
頁	123-132
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20221101.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

コロナ禍で政策評価制度を考える

— 西出順郎明治大学公共政策大学院教授講演より —

伴野 誠人

木村 克哉

嵯峨 惇也

(行政監視委員会調査室)

《要旨》

新型コロナウイルスの感染拡大は、我が国の経済や社会構造に大きな影響を与え、政府の実施する施策や事業にも様々な影響を及ぼした。政策評価の過程では、コロナ禍の影響をめくり、評価の在り方や評価結果の解釈等について様々な考えが示された。また、政府においてはコロナ禍やデジタル時代への対応を踏まえ、政策評価制度の在り方について検討が重ねられている。本稿は、こうした状況において政策評価におけるコロナ禍の影響や政策評価の在り方を考察するため、令和4年8月30日に「コロナ禍の政策評価に対する影響」をテーマとして行われた西出順郎明治大学公共政策大学院教授（参議院行政監視委員会調査室客員調査員）による講演の概要である¹。講演では、①コロナ禍における政策評価の現状分析、②今後の政策評価制度の在り方、③国会に期待される役割について、それぞれ有益な示唆がなされた。

1. 政策評価制度²をめぐる取組の現状³

(1) コロナ禍における政策の検証

政策評価制度の下で、各行政機関は自らが実施した政策に対して評価を行っているが、コロナ禍の影響をどのように評価するか、その評価の在り方や評価結果の解釈等について

¹ 西出教授は政策評価を専門とし、総務省の政策評価に関する有識者会議構成員、総務省行政事業レビュー外部有識者会合構成員等を務めている。なお、本講演は、行政監視委員会調査室が予算委員会調査室及び決算委員会調査室を交えて実施した研究会におけるものである。

² 制度の詳細については、総務省「政策評価制度について」〈https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/000065209.html〉を参照。

³ 本稿は、令和4年10月11日時点の情報に基づくものであり、参照URLの確認も同日に行っている。

各行政機関の有識者会議でも様々な見解が示されている⁴。

コロナ禍における政府の取組に対しては、国会審議においても、その評価や検証を行う必要性が指摘されてきた⁵。政府は、令和4年4月、新型コロナウイルス感染症への政府の対応を検証するとして有識者会議を設置し、同年6月に報告書⁶を公表した。

（２）政策評価制度の見直しの動き⁷

新型コロナウイルスの感染拡大は、社会や行政の在り方に大きな変容を迫っており、政策評価制度にも見直しの動きが見られる。総務省の政策評価審議会においては、令和3年3月、政策評価制度の改善に向けた取組のアイデアを整理した提言（以下「令和3年提言」という。）⁸が取りまとめられた。また、令和3年11月に発足した政府のデジタル臨時行政調査会において、デジタル時代に見合った政策形成・評価の在り方が論点の一つとして掲げられたことを受け、アジャイル型政策形成・評価⁹の在り方に関するワーキンググループが行政改革推進会議の下に設置され、令和4年5月に提言（以下「アジャイルWG提言」という。）¹⁰が取りまとめられた。一方、政策評価審議会においても、令和3年提言を基に、デジタル臨時行政調査会の動きを踏まえ、「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方」と、それを踏まえた政策評価制度の改革の方向性について、令和4年5月に提言（以下「令和4年提言」という。）¹¹が取りまとめられた。令和4年6月には、総務大臣からデジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策について諮問がなされており、同年12月を目途に政策評価審議会による答申が求められている。

（３）国会における取組

政策評価について、政府は、毎年「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（以下「政策評価等年次報告」という。）を作成し、国会に提出している。参議院では、平成30年6月に各会派の代表者により構成される参議院改革協議会において報告書が取りまとめられ、行政監視機能の強化に向けた取組が行われてきた。令

⁴ 実際の各行政機関の事例については、根岸隆史・木村克哉・嵯峨惇也「政策評価におけるコロナ禍の影響」『立法と調査』No. 444（令4. 4. 14）を参照。

⁵ 第204回国会参議院本会議録第30号3～9頁（令3. 6. 11）、第208回国会参議院本会議録第30号2～11頁（令4. 6. 10）等

⁶ 新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」（令4. 6. 15）

⁷ 政策評価制度をめぐる最近の動向や議論について整理したものとしては、徳田貴子「政策評価制度をめぐる議論－導入から20年を迎えた制度の現状と課題－」『立法と調査』No. 443（令4. 2. 18）を参照。

⁸ 総務省政策評価審議会「政策評価審議会提言」（令3. 3. 17）

⁹ リアルタイムデータを含む様々なデータを活用しつつ、政策目的の実現に向けてスピーディーに政策サイクルを回し、モニタリング・効果検証をしながら、柔軟に政策の見直し・改善を行っていく取組。

¹⁰ 行政改革推進会議アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ「アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ提言～行政の「無謬性神話」からの脱却に向けて～」（令4. 5. 31）

¹¹ 総務省政策評価審議会「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言」（令4. 5. 31）。なお、アジャイルWG提言と令和4年提言の関係については、辻寛起「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価への転換～「政策評価審議会提言」の概要と今後の取組について～」『評価クォーターリー』No. 62（令4. 7）47～62頁を参照。

和2年6月には、参議院本会議において、政策評価等年次報告について政府からの報告聴取及びそれに対する質疑が初めて行われるなど、新たな行政監視の年間サイクルの実施が重ねられている¹²。

2. 講演の概要

以下では、上記の現状を踏まえ実施された西出教授による講演の概要を紹介する。

(1) コロナ禍における政策評価の現状分析

ア コロナ禍における政策評価に関する問題意識

(ア) コロナ禍で政策評価が求められている背景

新型コロナウイルス感染症対応について政策評価が求められる背景要因としては、①政府側の説明・検証の不徹底が挙げられる。行政は間違いを犯さないものであり、間違いを犯してはならないとする前提に立った行政の施策について、「行政の無謬性」が批判され、この無謬性打破の一つの手段として政策評価に着目がなされている。また、②新型コロナウイルス感染拡大に対応するための取組着手の遅さや、国民が求める政策情報の不足などが挙げられる。政策サイクルのスピードアップの必要性が認識され、その実現のためのツールの一つとして政策評価に着目がなされている。

(イ) コロナ禍における政策評価の問題点

コロナ禍の影響が実際の評価の事例でどのように捉えられたかを分析した論文¹³を参照すると、コロナ禍における政策評価制度（特に目標管理型の政策評価）に対する問題意識として、制度の設計・運用の揺らぎ（曖昧さ）が浮き彫りになったという点を挙げるができる。

目標管理型の政策評価とは、あらかじめ立てた達成すべき目標について、その達成度を評価するものである。とすれば、目標管理型の政策評価の政策目標は、社会的に達成すべきと各行政機関が独自に位置付けた、言わば「目指そう値」のはずである。このとき、評価結果には、目標の達成度合いのよしあしを確認できる情報や、進捗がよくなければその原因を突き止められる情報、次年度の政策の立案・改善にいかされる情報というような、政策の検証情報が内包されているはずである。検証情報が含まれているからこそ、次の政策の改善につなげられるというロジックが成立していなければならない。

しかし、コロナ禍の影響が実際の評価の事例でどのように反映されたかを見ると、行政機関や有識者会議の関係者の間で、目標管理型の政策評価の在るべき姿がほとんど共有されていないのではないかという疑問が生じる。それを裏付けるものとして指摘し得るのは、まず、①評価の物差しが曖昧である点である。目標管理型の政策評価であるの

¹² 根岸隆史「参議院における行政監視機能の強化－令和3年・令和4年行政監視サイクル－」『立法と調査』No. 449（令4.9.9）を参照。

¹³ 各種事例の詳細や分析については、根岸隆史・木村克哉・嵯峨惇也「政策評価におけるコロナ禍の影響」『立法と調査』No. 444（令4.4.14）を参照。

に、政策目標それ自体ではなく、政策手段の有効性を評価してしまっている事例がある。例えば、コロナ禍でなければ目標が達成できたとして、外部要因（言わばコロナ要因）を差し引いて評価を行っている事例や、逆に外部要因であるコロナ要因を全く考慮しないで評価が行われた事例についても疑問が残る。また、②政策目標の意味が曖昧である点も指摘し得る。具体的には、目標に活動が従う（目標値が活動量を規定する）のではなく、活動に目標が従う（活動量から目標値を設定する）結果になってしまっていると言わざるを得ない事例が見られる。同様に、従来 of 活動実績から回帰分析によって目標値を設定しようとしている事例も見られる。それは、政策目標というべきものではなく、単に予測値であるにすぎない。

（ウ）コロナ禍で明らかになった課題の本質

このように、①評価の物差しが曖昧、②政策目標の意味が曖昧ということからは、評価の揺らぎともいえるべき、異なる評価軸が人によって無意識に使い分けられている状況があることがうかがえる。このような状況が生じる要因としては、政策評価を実施している者や、評価結果をチェックする有識者会議¹⁴の有識者の間においても、政策評価制度の趣旨が共有されていないことが挙げられる。しかし、一番の原因は、評価結果を欲する使い手の不在である¹⁵。現状の政策評価制度の下で産出された評価結果は、誰にとっても利用しやすいようなものになっていないことから、誰もそれを活用しようとせず、評価結果の質も上がっていかないのである。こうした課題を有する政策評価制度の現状を可視化したのがコロナ禍であったと言えよう。

イ コロナ禍において実施された政策に対する評価について

（ア）新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議

新型コロナウイルス感染症への政府の対応について、検証が行われたとされるものとしては、令和4年6月に公表された新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議による報告書がある。しかし、その内容は新型コロナウイルス感染症への政府の対応に係る課題の整理を行ったものであり、感染拡大防止のためのオペレーションについて将来的課題を抽出したという性格のものである。よって、国民に対する規制や助成等といった政策的な取組の検証に関する議論は、その内容にほとんど含まれていない。

（イ）行政事業レビュー

政策評価と同様に毎年実施される行政事業レビュー¹⁶の長所としては、評価を行う者以外の外部から見て、お金の流れが見えやすい点、政策評価書と異なりどのような取組

¹⁴ 有識者会議の開催時期や議題が各府省によって様々であることに関し、講演時の質疑応答では、各施策の評価実施前に事前分析表を確認する段階での有識者会議開催が次年度の適切な成果指標設定に有益であると、事前分析表と評価結果の二つの議論を行うことが望ましいとされた。

¹⁵ 政策評価における評価結果の使い手や各府省横断的な評価の実施における課題等については、従来から様々な指摘も見られる。例えば、田辺国昭「政策評価の現状と課題—評価を有効にする組織条件—」『評価クォーター』No. 1（平19. 4）14～28頁等を参照。

¹⁶ 「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に基づき、原則全ての事業（政府全体で約5,000事業）について、統一した様式の「レビューシート」が作成され、事業の執行状況や成果、資金の流れ、自己点検の内容が全面公開されている。点検結果は、翌年度予算の要求や事業の執行に反映される。

が実施されたのか端的に分かりやすいという点が挙げられる。これらの点から、行政事業レビューは、事業の実施機関以外の外部者に対する行政による取組の情報公開のツールとしては非常に有用である。

しかし、評価としての視点から見ると、外部者が行政事業レビューの情報を利用する場合、画一的な行政事業レビューシートの中に内包されている情報だけでは、事業の課題や改善すべき点が明確ではなく、情報量や分析が圧倒的に不足している¹⁷。行政事業レビューは、政策の重要性や規模に関係なく画一的な規格で実施されることから、重要な事業の行政事業レビューシートがその他の事業の中で埋没するおそれがある。

加えて、もう一つの本質的な問題として、行政事業レビューも事業の実施機関が自ら自己評価を行う形式のものである以上、政策評価制度で見られるような高い評価結果の産出と既存の政策情報への追従という「作為的評価行動」¹⁸の問題が残ることになる。

(ウ) 総務省行政評価局による政策の評価

政策評価を行う必要性を考える場合、現行制度の趣旨に鑑みれば、総務省行政評価局が政策の評価を行うことが期待される。しかし、行政評価局による政策の評価は実効性が乏しいものになる可能性が否定できない。そもそも政策の評価を必要と判断し行うか否かも、まずは内閣の統轄の下にある行政評価局の判断に依拠しており、政局をもたらすかもしれないコロナ禍で実施された政策の評価が果たして可能かということもある。仮に行われてもコロナ禍で実施された政策全体の中の部分的なものになる可能性が高い。

また、政策の評価を行うとしても、どこまで政策の実施機関を追及できるのかという問題もある。政策の評価を行う場合、政策の表面的な問題を指摘するだけにとどまらず、政策のより本質的な問題点の指摘まで行えるかが鍵となるが、そこまで行政評価局が踏み込めるのかという懸念が残る。

(エ) 府省横断的な政策に対する評価

既存の政策評価制度の枠組みから一度離れて考える場合、同じような成果目標に向けて各府省がそれぞれの所管分野で施策や事業を実施しているとするならば、共通の評価基準を設けることは技術的には可能である。しかし、府省横断的な視点に立って、自府省と他府省の政策手段との間の有機的連携を前提とした上で論理的に説明が付き体系的な目標値の設定を各政策手段で行うことは、複雑すぎて難しい。したがって、現実的なところでは、関連政策に係る各政策手段については、同一のアウトカム¹⁹基準で検証・比較しながら議論できる程度であろう。または、各府省の施策や事業がどれだけ有機的に連携し、因果的に連鎖して相乗的効果を発揮しているかを可視化できるかもしれない。

¹⁷ 西出教授によるコロナ禍における個別の行政事業レビューシートに対するコメントの一例として、NHKウェブサイト「検証 コロナ予算77兆円」〈<https://www3.nhk.or.jp/news/special/covid19-money/post/index06.html>〉を参照。

¹⁸ 政策評価制度における作為的な評価行動のことであり、例えば、評価従事者が分析情報から評価結果のよしあしを事前に見極め、判定指標の変更等により、評価結果を自らの評価目的に沿ったものへと導くといった一連の評価行動を指す（西出順郎『政策はなぜ検証できないのか 政策評価制度の研究』（勁草書房、令和2年）5、75頁参照）。

¹⁹ 行政活動の結果、国民生活及び社会経済に及ぼされる影響や効果のこと（総務省行政評価局『政策評価に関する基礎資料集』（令3.11）362頁）。

府省横断的な施策に対する評価を実施する場合、その実効性はどのような評価を実施するのかということに依存する。評価で明らかにすべきものとしては、政策実施の効率性と、政策設計の有効性という二つが挙げられる。政策実施の効率性に着目する評価を行う場合、行政府全体を主導できるレベルにある行政組織が評価を実施することが望ましい。ただし、その場合でも、国民が一番関心を持っていると思われる政策設計の有効性についての評価を行うことは難しいものと考えられる。なぜなら、内閣や与党のレベルで進められた政策設計に対して、職業的行政官が評価できるかという点があるとされるからである。

(オ) 小結

コロナ禍で実施された政策に対する評価を考えるに当たり、国民が論理的で説得力のある政策効果の説明を求めているのであれば、既存の政策評価制度や行政事業レビューには限界がある。

既存の制度のほかに、新たな枠組みで内閣直轄組織が評価を実施することも考えられないわけではないが、その場合でも前述のような評価技術上の限界や組織的な限界に直面するものと思われる。

(2) 今後の政策評価制度の在り方

ア 緊急時の政策評価の在り方²⁰

緊急時には、現在進行形で行っている施策について、評価を行い議論している余裕がないことが通常である。そこで、緊急時には、①「評価」よりも「モニタリング」（実績の測定）を行うべきであり、②過去に格納しておいた政策情報をスピーディーに活用することに注力すべきである。①については、各政策従事者が自らの所掌内において行うのであれば、状況を把握した上で軌道修正をしていくアジャイル型政策形成・評価などの概念を用いることは有用である。②については、コロナ禍で明らかになったように、過去に実施された類似の政策に関する政策情報の蓄積があり、政策判断のための基本的な情報が活用できるようになっていれば、大いに役立ったはずである。

緊急時には以上のような対応を行った上で、政策情報が一定程度確保できるようになった段階で、将来のための政策情報を創出し、説明責任を果たすための評価を実施すべきである。その意味では、一連のコロナ禍で実施された政策について総括的かつ深掘りの評価を行えば将来に必ずいかすことができると考えられる。なお、将来的に行われることが望ましい深掘り評価のためにも、平素から政策情報の収集を想定した政策実施を行うことが期待される。

イ 政策評価制度の見直しについて

(ア) 方向性に関する論点

アジャイルWG提言では、行政の無謬性の打破や、新たな組織文化の構築、状況の変

²⁰ 詳細については、西出順郎「緊急時の自治体政策の評価：「さよならPDCA」と三つの断捨離」『ガバナンス』No. 234（令2. 10）29～31頁を参照。

化に応じて政策を見直し・実行するダイナミックなEBPM（エビデンスに基づく政策立案）の実践、トライ&エラーといったことがうたわれているが、これらが実現するかは政治次第である。なぜなら、行政の無謬性の打破は政治部門が決めて主導した政策設計を見直すことを意味するため、職業的行政官にのみ責任を負わせることはいささか無理筋だからである。

なお、アジャイル型政策形成・評価の方向性を是認する場合、国会においても自らが決定した政策が間違ふことがあるということを認識する必要が出てくる。

また、令和3年提言では、今後の行政の評価のあるべき姿として、役に立つ評価、しなやかな評価、納得できる評価という三つが示されている。ここで重要なのは、評価が「誰」にとっての評価なのか、その「誰」は何のために、どのように評価結果を使うのかということをしっかり決めておく必要があるということである。そこが決まっていなければ、関連する各提言で示されたような技術的な改善をいくら行っても意味がない。

（イ）技術性に関する論点

技術的には、人材育成や政策情報の蓄積などを行うことが期待される。しかし、これらは政策評価制度の下で従来推進されてきた取組であり、これらの取組における過去の失敗を検証しなければ、また失敗を繰り返す可能性がある。また、政策情報の蓄積については、横展開の見込めない単発の優良事例の紹介のみで終わるような事態は避けなければならない。よって、これまでに打ち出された改善方策についての評価・検証をしっかり行うことが必要となる。

（ウ）行政事業レビューに関連する論点

令和4年提言とアジャイルWG提言の両者では、行政事業レビューと目標管理型の政策評価の一本化の方向性が示されている。この方向性については、事務の負担の軽減化が図られるという点においては首肯できる。ただし、一本化に当たっては、これまでの両者のすみ分けについて体系的かつ技術的に整理しておくことが必要である。

課題として挙げられるのは、今後、行政事業レビューシートではロジックモデル²¹を記載する予定とされているところ、果たしてロジックを説明できるのかという点である。実際に種々の制約があり政策情報のストックも不十分な状況下で、事業の遂行に寄り添った形でロジックモデルが描ける事業はかなり限定されるのではないかというのが率直な所感である。

（エ）その他の論点

政策評価制度には、そもそも各行政機関が評価を主導して、自ら評価すること自体に付随する限界があり、内閣や与党が主導した政策について行政機関の職業的行政官が主導して評価を行うことができるのかという疑問が残る。その意味では、現在の枠組みが続く限り、「作為的評価行動」は抑制されることはないと考えられる。

また、関連する各提言では、それぞれ政策改善にいかせる政策評価制度の実現を志向

²¹ インプット（投入資源）、アクティビティ（活動）、アウトプット（活動による産出物）、アウトカム（政策効果）の間における論理的関係を簡潔に表現する説明図（総務省行政評価局『政策評価に関する基礎資料集』（令3.11）376頁）。

している。しかし、現行の政策評価の目的には、政策改善と並んで説明責任が挙げられていることを考えると、今後、政策改善と説明責任との相反がより浮き彫りになる可能性がある。各政策プロセスの中で行われている評価的な作業を評価書として位置付けていくという方向性が示されているが、その内容をどのように公表するのかという点は不明確であり、説明責任については余り考えられていないことが指摘できる。

(オ) 小結

政策評価制度の見直しに当たっては、政策評価を誰が何のために活用するのかを考え、その目的、すなわち評価結果の使い道に見合った評価設計を行うことが重要である。

現在の政策評価の目的は、大きく分けて、政策改善と説明責任の二つである。しかし、この二つを現行のように一つの制度で追求していくことには難しい側面があるため、政策評価の目的を絞る必要性が生ずる。

ここで、政策改善に特化するのであれば、モニタリング中心の制度とし、政策効果の総括は原則として行わないという設計が考えられる。この場合、従来どおり各行政機関が自己評価を行うことでよいが、各行政機関内に評価分析部門を設置し、当該部門が実施部門の委託を受けて評価を行うことも考えられる。ただし、各行政機関内でスペシャリストを育成し、そのスペシャリストが評価を行うことが必要である。評価の内容については、執行プロセスの評価又は評価分析部門による各部署の自己評価の評価などが想定される。政策改善に特化する場合、評価の使い手は主に行政機関となるので、評価結果は非公表とすることも検討されてよく、公表するときも施策の実施から数年後に公表という形であっても問題はない。いずれにしても、政策改善に焦点を当てて無謬性の打破を目指すのであれば、理念だけで終わらないよう、その実現を図るための仕組みや制度をしっかりと設計し、実施していくことが求められる。

これに対して、説明責任に特化するのであれば、深掘り評価を行う制度とし、有効性の検証に特化した方がよい。その場合、評価は政府以外の組織主体が行うべきであり、その評価結果は将来の政策設計にも活用できるよう、政策情報バンクのようなものを作り、そこに評価結果を蓄積していくことが考えられる。説明責任という評価の目的から評価結果は公表されてよいが、評価の実施自体は施策の数年後になる。

以上のように、政策評価制度を考えるに当たっては、目的に見合った評価設計を行うこととともに、評価結果の使い手を強く意識した評価設計を行うことが重要である。

(3) 国会に期待される役割

ア 現行の政策評価制度における国会の位置付け

現行の政策評価制度の立て付けは、主に政府内でのやり取りに終始するものとして設計されている。すなわち、現行制度は、政策を執行する各行政機関が政策の効率性・有効性を自ら評価し、その結果を当該政策に反映するものであり、評価実施の主体は政策決定者である国会ではない。

国会が現行制度で果たせる役割としては、国会に提出された評価結果が現行制度にのっとり適切に産出されているか否かと、産出された評価の質が国民の求めるレベルに

達しているか否かをチェックすることが挙げられる。国会が、より積極的に政策評価に関与してもよいのではないかと考える。

イ 国会に期待される役割

国会は評価結果を必要とするはずであるという仮定に立てば、国会の果たすべき役割について以下の三つの考え方を挙げるができる。一つ目は、効果判断のための評価であり、行政府や自らが提出した政策の手段案を制度化・事業化した責任の一環として、国民に対し、その有効性の有無を説明することである。二つ目は、知識創出のための評価であり、教訓として過去の実施政策のよしあしを学び、これからの政策決定に資する情報を獲得することを目的として行う評価である。三つ目は、執行監視のための評価であり、政府が政策設計どおりに施策を執行しているかを監視²²する従来どおりの形である。

これらを踏まえて、政策決定者としての国会に期待される役割は、理想を言えば政策決定者の説明責任及び政策学習の一環として、効果判断・知識創出のための評価を独自に行うことである。漠然としたアイデアではあるが、評価を行う独自の委員会の設置又は行政監視委員会への政策検証の役割の明示や、政策検証のための支援機関又は独立機関の設置などが考えられる。

また、政策決定者による執行監視活動の一環として、政策評価制度自体の有効性を調査することも考えられる。この評価を行うための事前支援として、国会はその議論の中で評価をより機能させるための環境整備を行ってほしい。具体的には、政策、特に規制や事業予算の案を承認する際、具体的な政策目標を政府に対して明示させることが期待される。政府が提出した案に対して、成果目標をきちんと明示させ、国会が政策決定機関として承認すれば、政策評価制度や行政事業レビューはその目標に従い、評価における行政機関の過度な責任や負担も緩和され得る。それによって行政機関が「行政の無謬性」から解放されることにもつながり得る。

このとき、政策設計時に、政府に対して評価のための情報収集手段をあらかじめ内包させることも重要である。成果目標を検証するために必要な情報をどのように入手するかということは、実効性のある政策評価を行う上で大切なポイントであり、政策の実施時に評価に用いる的確な情報を入手できるようにしておくことが大事になる。

ウ 小結

国会は、結果的に国会として行った自らの政策決定に対して、その始めから終わりまでもっと科学的な関心を払うことが必要ではないかと思われる。その上で、政策評価の結果を基に国会の中で議論を行うことで、政策に関する「論争」を展開することが国会

²² 国会の行政監視と評価機関の在り方に関し、講演時の質疑応答では、評価機関に重要なのは「監視」の強調よりも「検証」の視点を持つことであるとし、政策の目標と実績等に関する精緻な検証情報を国会に提供し、各議員や会派は検証情報を基に有効性の有無等について判断し、議論を行うことが望ましいとされた。

に期待される役割ではないだろうか²³。このように政策「論争」が展開されれば、政治的
判断の過程や政策に関する議論が国民にとって可視化されることになる。政策評価にお
いて、国会にはこのような役割を果たしてもらうことを期待したい²⁴。

(ばんの まさと、きむら かつや、さが じゅんや)

²³ 政策評価の活用については、国会の行政監視活動が、行政の非違等の不適切な行政運営のチェック活動にとどまらず、行政活動の成果・実績を交えた議論とすることができないか、さらには行政活動の成果・実績については府省において行われている政策評価と接合できないかとし、行政監視の概念とアカウンタビリティの概念を接合しつつ拡張する意義を強調する見解もある（南島和久「参議院と行政監視機能－政策の合理化と透明化を中心に－」『評価クォーターリー』No. 49（平31.4）2～11頁）。

²⁴ 国会と政策評価の関係について西出教授を含む有識者の見解を把握できるものとしては、永簾舞衣「行政監視機能の強化をめぐる議論の動向」『立法と調査』No. 441（令3.12.17）を参照。